

(1) 地域における支え合いを推進する福祉活動

このように、今、地域において求められているのが新たな支え合い作りであるとしても、福祉活動は、こうした新たな支え合いづくりを生み出すためのアプローチとして、適切なものであろうか。地域における支え合い作りということからは、福祉活動以外の活動、例えば地場産業の振興、商店街の振興、自治会の活性化等様々な手法が考えられ、実際に、各地域でも様々な取組が行われ、各地で実績を挙げてきている。ただ、確かに地場産業の振興等は地域振興の観点からは有効なアプローチであるが、その産業に携わる一部の人々の支え合いに限定されがちという面もある。それに対して、福祉活動については、活動自体が本来介護や支援、養護が必要な人々を対象としたものであり、こうした社会的弱者を包含することができるので、その活動が地域の人々の協力の下に行われれば、幅広い人々が参加した取組を行うことができる、という点で他の活動にはない長所がある。その意味では、まず、福祉活動を起こすことにより、社会的弱者を含めた地域活動を行い、その活動に商店街や地場産業の人々を巻き込んでいくというアプローチの方法をとることは、地域の支え合い作りの有効な手段になり得ると考えられる。

それでは、どのようにすれば、福祉活動から、地域における新たな支え合いづくりが実現できるのであろうか。

福祉活動の基本は、一定の対象者に福祉サービスを提供する事業が基本となるが、例えば、介護保険法に基づくデイサービス（通所介護）を実施するだけでは、地域の高齢者の介護は支援できても、支えあいが実現できるわけではない。福祉活動から支えあいを実現していくためには、以下の点に留意した活動を行うことが必要と考えられる。

まず第一に、「支えあい」であるためには、互いに支援しあう、あるいはサービスの担い手と受け手が状況により入れ替わる、こうした事業の仕組みが必要である。この場合、サービスは、福祉サービスに限るものではなく、また担い手と受け手の入れ替わりも、福祉サービスの受給者同士だけでなく、一般住民との支えあいも含まれる。

例えば、高齢者デイサービス事業所において、知的障害者が就労支援の一環として働くことにより、知的障害者は就労支援サービスを職員から受けるだけでなく、高齢者に対してサービスを提供する。また、障害者が就労支援の一環として働くレストランが、地産地消のおいしいレストランとして評判になって多くの客が来て商店街も潤うというケース等も同様である。

こうした地域住民との支え合いを実現する上で重要なのは、その事業が、専ら地元住民の善意かつ無償の支援・犠牲によって支えられるものであってはならない、ということである。展開する事業は、福祉サービスの事業所や受給者にとって有益であるだけでなく、地域の商店街や企業等にとってプラスになる事業（Win-Win関係の実現）であることが必要であり、そうでなければ継続することは困難であろう。

第二に、財政面、体制面で継続的に実施できる事業であることである。国や自治体の助成を受けて開始した地域活動が、一時はそれなりの実績を挙げながら、行政による助成が終了すると存続できなくなる、という例は、全国で枚挙にいとまがない。事業の立ち上がり時には、活動のきっかけや設備整備に行政の支援を受けるとしても、数年後には自力で事業を継続することができないようではあまり意味はない。その意味では、立ち上がり時には単独事業であっても、将来は、複数の事業、例えば制度上の事業と制度外の事業の組

み合わせ、あるいは収益事業とボランティア事業の組み合わせ等に発展させるという構想が必要である。

第三に、支えあいつくりの方法は地域により異なるということである。例えば、自治会の組織が依然として強固に存続しているながら、高齢化や人口減少により、活動の担い手の確保が問題となっている過疎地域の村では、自治会を無視して地域福祉活動を始めても効果は望めない。反面で、自治会加入者の少ない都市部で自治会を中心とした地域活動をしても、結局一部の者による活動の域を出ず、むしろ、ネット等を利用した仲間つくりが功を奏する場合も少なくない。

また、活動内容についても、地域の状況によって、その福祉ニーズは異なる。例えば、高齢者が気軽に相談に行くことができる場が乏しいのか、子供を持つ母親が子供を安心して遊ばせたり子供の発達相談ができる場がないことが問題であるのかによって、当然、必要なサービスは異なる。

こうした状況の違いを無視して、国が法律上必要最低限行うべきとした事業だけを実施すればいいとする考え方や、国が例示として掲げたモデルに無理やりあてはめ、それを実施すればいいとする考え方では、地域力は向上しない。先に述べた、介護保険法に基づく地域包括支援センターについては、厚生労働省が、インフォーマルサポートも含む今後の地域包括ケア体制つくりの拠点として位置づけているにもかかわらず、多くの地域において法律に基づく介護予防給付のケアマネジメント実施機関としての活動に留まっているという状況は、法律上要求される最低限の事業さえ実施しておけばそれでよいとし、今後の超高齢化社会にどのように対応していくかという将来構想に欠けた自治体が多いことを示している。

(2) 社会福祉士に求められるもの

こうした地域における支え合い作りを進めていく担い手にはどのような専門性や姿勢が求められるのであろうか。

まず第一に、地域の状況、地域のニーズを的確に把握する能力が必要である。地域の福祉資源や福祉ニーズの把握は、地域福祉論において従来から言われており、その意味で目新しいことではないが、ここで大事なのでは、把握すべき対象は福祉や保健医療だけではないということである。その地域における産業、商店街の状況等幅広い地域の状況を把握する努力がないと、地域住民や地元商店街等と「Win-Win」の事業を行うことはできない。

第二に、事業の企画及び実施の力である。単なる関係者の調整ではなく、自ら事業を企画し実施していく能力がなければ、地域における新たな支え合い作りに貢献することはできない。そして、この企画や実施の対象となる事業は、福祉事業に留まるものではない。例えば、障害者の就労支援としてレストランを運営する場合でも、調理や飲食店経営についてしっかりした知見を自ら持つかあるいは専門能力を持った者をリクルートする能力がなければ、事業としての継続はできない。障害者が働くレストランであるというだけで客はリピーターになってはくれない。

第三に、地域の人々と良好な人間関係を作り、発展できる能力である。新たな支え合い作りを進めていく上で一番難しいのは、従来の人間関係に閉じこもりがちな過疎地域の住民や、都会で引きこもりがちな高齢者等を引き出し、新しいことに取り組んでみようとい

う意欲を持ってもらうことである。そうした取り組みを中心になって進めていくことができる能力は非常に大事である。

こうした専門な能力や姿勢は、地域の様々な人々と協力し、地域の維持発展に貢献しながら、事業体自らも継続的・発展的に事業を展開するという意味で、いわば社会的企業の経営能力ということもできると思われる。

こうした能力を持って、新たな地域づくりに真摯に取り組んでいる社会福祉士が各地域に存在していることは確かである。しかし、現在の社会福祉士の多くがそうかというと、そうではないと言わざるを得ない。現在の社会福祉士養成教育においては、福祉に関する専門知識や福祉現場で働く上での基礎的な勉強や訓練については確かに行われてはいるが、こうした幅広い、いわば社会的企業のノウハウのような面が身につくような教育は行われていないということを、現在では、社会福祉士教育の現場に身を置いている筆者自身が、自戒の念を込めて、感じざるを得ない。

先の社会福祉士養成課程の見直しにおいて、厚生労働省が、実習・演習の強化を打ち出したこと自体については正しい方向ではあると思うが、それにとどまらず、社会的企業経営や公共経営、自治体論等の分野についても勉強し、身に着けていくことができる場を設けていくことが、今後は必要になるのではないだろうかと思われる。

注

- (1) 宮本太郎は、宮本(2008)及び宮本(2009)において、雇用保障と社会保障を併せた「生活保障」という概念を用いて、第二次世界大戦後の日本における生活保障が、大企業、中小企業、公事業の3つの部門において閉じた形で成立していたことを整理している。
- (2) 孝橋正一(1962) p. 61-72
- (3) 岡村重夫(1982) p. 109-111
- (4) 古川孝順(2003) p. 73-75
- (5) 例えば、社会福祉士養成講座編集委員会(2009) p. 174-p. 176
- (6) 「無縁社会」の議論は、NHKスペシャル「無縁社会—“無縁死”三万二千人の衝撃」で初めて使われた言葉である。その意味で、マスコミ的な、実態的一面を強調しすぎたものであるという批判や、個人を束縛する「有縁社会」からの束縛を逃れようとした人々が求めたものであり、それ自体否定されるべきものではない（島田裕己(2011)）といった批判もある。

これらの批判には正しい面もあると思われるが、例えどのような経緯であるにせよ、地域や家族、社会とのつながりが全くなく孤立している人々が日本の都市において急増していることは事実であり、こうした事態は、地域から孤立している人がいるといった個別の問題でなく、現在の日本社会そのものの構造的な問題であり、このことを地域福祉においても深刻に認識すべきであると思われる。

- (7) 「限界集落」論は、大野晃が、過疎化により集落自体が消滅しつつある申告な事態を指摘するために、65歳以上の人口が50%を超えている集落につ

いて、1991年に提唱した概念である。この議論については、65歳以上人口が50%を超えたことだけをもってその集落が消滅するかのような誤解を与える等の批判があり、確かに65歳以上の人口が多くても集落としてしっかり活動している地域があることは事実である。しかし、今後の集落の姿を展望した際には、そのままでは地域活動の担い手が高齢化し、共同体としての機能が大幅に衰えていことが見込まれることは明らかであり、地域福祉の視点からも大きな問題意識が必要になると思われる。

- (8) 西山裕「地域との共生・共助に取り組む共生型事業—北海道の共生型施設の取組から」『月刊福祉』2012年1月号 p.34-37 全国社会福祉協議会

参考文献

- 孝橋正一(1962)「全訂 社会事業の基本問題」ミネルヴァ書房
岡村重夫(1982)「社会福祉原論」全国社会福祉協議会
古川孝順(2003)「社会福祉原論」誠信書房
宮本太郎(2008)「福祉政治 日本の生活保障とデモクラシー」有斐閣
宮本太郎(2009)「生活保障—排除しない社会へ」岩波書店
社会福祉士養成講座編集委員会(2009)「新・社愛福祉士養成講座9 地域福祉の理論と方法」(第2版) 中央法規
NHK「無縁社会プロジェクト」取材班「無縁社会 “無縁死”三万二千人の衝撃」2010 文芸春秋
島田祐己(2011)「人はひとりで死ぬ 「無縁社会」を生きるために」NHK出版
地域包括ケア研究会「地域包括ケア 報告書～今後の検討のための論点整理」
平成20年度老人保健健康増進事業
全国社会福祉協議会・全国地域包括・在宅介護支援センター協議会「地域包括支援センター等による地域包括ケアを実践するネットワークの構築の進め方に関する調査研究事業 報告書」2011年3月
田村 明「自治体学入門」岩波書店

平成 23 年度厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

分担研究報告書

農山漁村活性化、人口の都鄙間再配置に関連した政策の動向と教育の課題

—教育の雇用・労働インフラ再構築の課題に関する研究（2）—

研究分担者 岩木秀夫（日本女子大学人間社会学部教授）

研究要旨

分担者は昨年度の文献調査研究をとおして、90 年代半ば以降のいわゆるニート。フリーター問題に対応して講じられてきた教育訓練施策の死角として、①中堅・中小企業セクターにおいて学卒者が展開してきた離転職を含む多様なキャリア形成の把握、②農山漁村への移住・就労が学卒者に新たに開きつつあるキャリア形成の把握、の 2 つを挙げた。今年度はこのうち第 2 の問題について引き続き文献調査で取り組んだ。

主として 2000 年以降に出版された文献で題名中に「中山間地域再生（活性化）」「集落再生」「農山漁村再生」「まちづくり」「農商工連携」「大学の地域貢献」などのキーワードを含む 47 点を取り上げ、地域再生・活性化事業に教育が集団的・組織的に関与した事例（講演等の個人的関与は除く）が言及されている事例をカウントし基礎データとした。

次にこの基礎データを農山漁村や中山間部の地域再生・活性化をめぐる政策の流れに位置づけて把握し、今後の教育の課題について考察した。

2000 年以降になると、農山村、中山間部が担ってきた国土・自然環境保全機能に対する見直しが進み、直接に外部人材を導入して地域の生産環境、生活環境を立て直す政策が導入されはじめた。外部人材の養成については、大学で生態学、能楽、行政学、経営学等を修めた専門資格職者を事前養成するという方式と、農山漁村での奉仕、研修、ボランティア、生活経験をとおしての現場養成を重視する方式の 2 つが見られるが、今までのところ後者の方式が都市の若者の農山漁村定住と農山漁村の出生数増加、農山漁村、中山間部における雇用・労働インフラの再構築につながる可能性を秘めていることをみた。

A. 研究目的

『非正規就業の増大に対応した社会保障制度の在り方について』（平成 17～19 年度）への参加を契機にした昨年度の研究では、若年非正規就業問題への教育訓練施策の死角として、中堅・中小企業セクターにおけるキャリア形成、及び農山漁村への移住・就労により展開されるキャリア形成の 2 つを指摘し、若年非正規就業増加問題と限界集落問題は戦後の急速な都市化・工業化による表裏一体の

問題であるという理由で、とくに後者への注目が必要だと述べた。今年度は後者の問題を継続的に検討した。

B. 研究方法

主として 2000 年以降に出版された文献で題名中に「中山間地域再生（活性化）」「集落再生」「農山漁村再生」「まちづくり」「農商工連携」「大学の地域貢献」などのキーワードを含む 47 点を取り上げ、地域再生・活性化事業に教育が集団

的・組織的に関与した事例（講演等の個人的関与は除く）が言及されている事例をピックアップし、各事例の内容的類似性を手がかりにして事業をグループ化し（「活動内容」）、さらに80年代以降の地域政策の流れを参照しながら、集落の生活に果たしている機能の類似性から活動内容を「A：帰ってこられる産業づくり」「B：帰ってくる人材づくり」「C：住み続けたい地域作り」に3分類し（「活動分類」）、農山漁村・中山間部の活性化と人口の都鄙間再配置に教育が果たし得る役割について考察した。

C. 研究結果

（1）教育への言及件数の分布

以下の3点が明らかになった。①言及数が多いのは義務教育（小中学校）と大学であり、高校、高専は少なく、短大はゼロであった。②義務教育で言及数が最も多いのは環境教育、体験学習分野であり、それに次いで食育（食農教育）であった。前者は総合学習における農作業経験や都会児童の山村留学が主であり、後者では地元農産品を給食に供する活動が主である。③大学で言及件数が多かったのは、大学（公立、国立が主）が产学連携の一環として地域の農商工連携の新たな動きに学生を実践的に関与させたり、自治体の町づくりや集落支援に学部・学科単位で調査研究をとおして関与する活動であった。

（2）農山漁村や中山間部の地域再生・活性化をめぐる政策の流れ

農山村、中山間部の少子化・高齢化による一層の過疎化、限界集落化に対して、80、90年代には地元特産品づくりや産直などによる村おこし、村づくり運動が、義務教育の食農教育（学校給食における地産地消）や高専・大学の地場産業との

产学連携も関与して展開されたが、必ずしも地域経済の活性化にも、あるいはU,I,Jターンなどによる人口還流にもつながらなかった。2000年以降になると、農山村、中山間部が担ってきた国土・自然環境保全機能に対する見直しが進み、直接に外部人材を導入して地域の生産環境、生活環境を立て直す政策が導入されはじめた。

（3）現下の地域活性化政策と今後の教育課題

外部人材の養成に対する教育の関与については、現在2つの方向性がみられる。その第1は大学で生態学、農学、地域社会学、行政学、経営学等を修めた専門資格職者を事前養成するという方向性であり、第2は農山漁村での奉仕、研修、ボランティア、生活経験をとおしての現場養成を重視する方向性である。文献における外見上の言及件数は第一の方式（専門資格者方式）の方が多いが、肝心の外部人材の定着ということになると、第二の方式（現場養成養成方式）の方が効果が大きい可能性を示す事例が報告されている。少子化、大学全入、産官学連携、成果主義などの流れの中で、第一の方式が今後一層追求されるのは不可避だが、「緑のふるさと協力隊」の事例は第二の方式も並行して追求されるべきであることを示している。

D. 考察及びE. 結論

専門資格職としての集落支援員、集落診断士、集落サポートー等の配置（第一の方式＝専門資格者方式）は単に既存の労働人口構成の中で専門職に従事する人数を再分類するに終わるが、第二の方式＝現場養成養成方式によってもたらされる都市の若者の農山漁村定住の増加は、人口の都鄙間再配置による限界集落化の

防止と、更に副産物として良好な自然・居住・子育て環境がもたらす出生数増加につながり、農山漁村、中山間部における雇用・労働インフラの再構築につながる可能性を秘めている。それがグローバリズム、金融資本主義で毀損した都市の雇用・労働インフラをどの程度補完できるかは、第二の方式の成長具合に懸かっている。我が国におけるネオ・ルーラリズム、縁の分権改革の潮流を更に成長させるためにも、「B：帰ってくる人材づくり」に分類される義務教育段階の「自然教育、体験学習」「山村留学」等は、「C：住み続けたい地域作り」に分類さ

れる民間団体主導の「地域づくり」「集落支援」等とともに、今後継続的に支援・助成されることが望まれる。

F. 健康危機情報 なし

G. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

H. 知的所有権取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得 なし
2. 実用新案取得 なし
3. その他 なし

平成 23 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

分担研究報告書

農山漁村活性化、人口の都鄙間再配置に関連した政策の動向と教育の課題
—教育の雇用・労働インフラ再構築の課題に関する研究（2）—

岩木秀夫
(日本女子大学人間社会学部教授)

1. はじめに

90 年代半ば以降、教育問題とされてきたのフリーター、ニートに象徴される若年失業・不完全就業問題や、格差社会化に伴う貧困層の再生産問題であった。総じて「機会均等」の損傷であり、それに応ずる教育福祉上の諸政策が様々に議論されてきた。

しかし、80 年代末までに単線型学校制度の下で不完全ながらもそれなりに機能してきた「機会均等」は、他方で高度経済成長期から現在に至るまで全国の農山漁村から若者を大都市、工業地帯に搔き集め、地元農山漁村の衰退・消滅危機問題を生み出してきたことは無視できない。この問題に目をつぶって高度経済成長期なみの「機会均等」の充実を目指し続けることは、最終的に農山漁村の空白化を招く結果に終わりかねない。農山漁村の活性化政策の相次ぐ失敗をとおして明らかになってきたのは、農山漁村の保全は国土保全・自然資源・環境保全に関わり、決して放置できない問題だという事実である。

農山漁村の活性化を目指す諸施策が、とくに若年人口の引き留め（定着、U・I・J ターン）に奏功してこなかったのには、単線型学校制度の下で“良い学校”“良い会社（都会の）”という「生き方」が子ども・若者にとっての規範であり続けていることが大きく関わっている。学校教育は職業・居住地選択の自由行使する空間を都市、第二次・第三次産業に固定してきたのである。その部分が不变な限り、活性化諸施策はいわば穴の開いたバケツである。教育財政、教育福祉関連諸施策で従来どおりの「機会均等」政策の一層の充実に成功したとしても、そのことで農山漁村の空洞化を加速させ、国民の生命・財産・福祉の基礎である国土・自然環境を荒廃させるならば、非合理的な政策と言わざるを得ない。本研究では、農山漁村再生・活性化政策と教育の関わりをふり返ることにより、今後の教育規範のあり方について考えてみたい。

2. 再生・再活性化事業における教育活動への言及事例の分析

主として 2000 年以降に出版された文献で題名中に「中山間地域再生（活性化）」「集落再生」「農山漁村再生」「まちづくり」「農商工連携」「大学の地域貢献」などのキーワードを含む 47 点（'96 年 2 点、'98 年 2 点、'03 年 4 点、'04 年 2 点、'05 年 1 点、'06 年 2 点、'07 年 5 点、'08 年 3 点、'09 年 6 点、'10 年 9 点、'11 年 11 点）を取り上げ、地域再生・活性化事業に教育が集団的・組織的に関与した事例（講演等の個人的関与は除く）が言及されている事例をカウントしてみた。カウントは先ず、言及対象の事業を表すキーワードを目安にして事業群を括り（「活動分類」）、次に活動内容が集落の

生活に果たしている機能の類似性から事業群を更に3分類した（「機能分類」）。集落に果たす機能は、小田切（2011）を参考に「A：帰ってこられる産業づくり」「B：帰ってくる人材づくり」「C：住み続けたい地域作り」とした。収集した文献は倍以上にのぼるが、とりあえず大まかな構図がみえてきた現段階の結果を報告する。先ず言及事例の全体的な分布をみ（表1）、次に言及事例の内容の幾つかを簡略に述べる。

（1）言及事例の全体的な分布

表1 地域再生関連文献中の教育関与事例に関する言及件数

機能分類	活動分類	実施・参加主体					実施主体	計
		幼稚園、 小中学校	高校	高専	短大	大学		
C	廃校活用(含む廃校阻止対策)							19
C	基礎集落の統合機能 (学校区)		13				6	19
B	環境・自然教育、体験学習、郷土学習 (C※) (含む山村漁村留学、都市農山村交流、 (A※1) 学社融合、田園インターン)						1	6
C	地域作り、市民カフェ・フェスタ、集落 (A※2) 支援、地域ベンチャー、コミュニティー ビジネス、自治体インターン、 ふるさと回帰支援(I,J,Uターン支援)		26	2		8	21	57
C	山林保全、田畠・農作物保全						1	1
A	地産地消(含む地場製品購入、食農 教育、直売所への参加・農產品購入)	15	1			4	8	28
A	地域産業育成(含む六次産業化 推進、地域ブランド開発、農業革新 、产学連携)	2	7	11		24	15	59
B	伝統技能・芸能継承、民話伝承学習	1					2	3
A	観光資源開発	1	1			1		3
C, A	地域政策、地域行政(含む農政、商工、 福祉)					20	2	22
	計	64	11	11	0	63	67	216
A	帰って来られる産業づくり	産業基盤づくり			90			
B	帰ってくる人材づくり	U・I・Jターン人材づくり			59			
C	住み続けたい地域づくり	自治組織づくり			65			
機能分類は小田切徳美編著『農山村再生の実践：JA総研研究叢書4』農文協、2011、256－257頁による								
A※1 都市農村交流は観光収入を増やす								
A※2 コミュニティービジネスは地元雇用を増やす								
C※ 山村留学は一定期間住民登録人口を増やしたり、U・I・Jターン定住人口を増やす								

この表から読み取れるのは以下の3点である。

- ①言及数が多いのは義務教育（小中学校）と大学であり、高校、高専は少なく、短大、専門学校はゼロである。高校の件数が少ないのは単線型学校制度下で高校の機能が大学進学に焦点化していることの結果であり、高専、短大、専門学校の件数が少ないのはそれぞれが特化してきた教育目標の中で地域貢献が視野に入っていない結果である。
- ②義務教育で言及数が最も多いのは環境教育、体験学習分野であり、それに次いで食育（食農教育）であった。前者は総合学習における農作業経験や都会児童の山村留学が主であり、後者では地元農產品を給食に供する活動が主である。
- ③大学で言及件数が多かったのは、大学（公立、国立が主）が产学連携の一環として地域

の農商工連携の新たな動きに学生を実践的に参加させたり、自治体の町づくりに学部・学科単位で調査研究をとおして関与する活動であった。

(2) 言及事例の内容例

2-1) 小中学校参加「C: 廃校活用」「B(C): 都市農山魚村交流」の事例

徳島県上勝町は19955(昭和30)年の誕生当時、5つの小学校と2つの中学校があったが、1999(平成11)年には上勝小学校と上勝中学校の1校ずつに統廃合された。小学校では二学年の児童数が合計で16人以下になると二学年を一学年に編成する「複式学級」になる。統廃合後からうじて「単式学級」が維持されているが、これ以上児童数が減少すれば小中学校の存続そのものが危うくなる。町は若者の定住政策(仕事と住宅の確保)に力を入れてきたが、一時安い土地代や人件費を求めて進出した電子部品や縫製工場は、まもなく東南アジアに移転した。町は第三セクターを創設して雇用を確保するとともに、ふるさとう創生金の一部で現在まで5カ所の町営住宅を建設した。うち2カ所は廃校になった小学校を改造・改築したものである。校舎の耐用年数を60年とし、それ以前に廃校になった校舎を教育以外の目的に転用する場合には補助金の返還を求める文部科学省の補助金交付要綱が壁となったが、県と一体で突破した。転用2例のうち1例は、一階事務所に第三セクターの会社と徳島市から移転した民間会社が入って、合計で13人が働き、二階、三階はI・Uターン組の八世帯の家族が入居して満室になり、完成から3年後の2003(平成15)年には文部科学省の「廃校リニューアル五〇選」に選ばれた。またもう1例は、宿泊施設を持つ「自然教育センターあさひ」への改築であり、現在も地域住民の運営委員会を中心となって「山の楽校」をはじめとする様々なイベントを開催し、都市住民に滞在型の農村交流体験を提供する活動を推進している(1)。

2-2) 小中学校「C: 廃校阻止対策」「B(C): 都市農山魚村交流」の事例

徳島県美波町伊座利は1955年頃に400人弱だった人口が1995年には97人になり高齢者比率は44%に達した。1992年には小中併設の伊座利校の閉校が宣言された。集落は「伊座利の灯火を消すな!」を合い言葉に団結し、1998年に「海の学校留学の会」を結成して、地区外の児童・生徒を家族ごと引き受けて廃校を阻止する活動がはじまった。1999年には一日漁村留学体験「おいと上海の学校へ!」がはじまり、2009年には第15回を迎えた。2000年には集落の全ての住民が参加して「伊座利の未来を考える推進協議会」が発足して地域外からの支援者1000人も加わり、「海の学校留学部」「定住交流促進部」「キャンプ場管理運営部」「環境文化部」などの体制を整えて、都市住民との交流事業を恒常に展開している。一日漁村留学体験の経験者のなかには都会の厳しい受験競争では得られない環境を求めて伊座利校に留学を希望する人もあり、そのような場合は親子一緒に移住を原則として協議会が「三者面談」を行って受け入れを決めている。これまで全国各地から70名以上の留学生があり、伊座利校が存続し続け、子育て世代のIターン増加によって高齢者比率は2009年に24%にまで低下した。協議会のこのような目覚ましい活動が評価されて、2007年の農林水産祭りでは、むらづくり部門の天皇杯が贈られた(2)。

2-3) 小学校「A: 地産地消、食育」の事例

愛媛県今治市では1981年に学校給食センター建て替えの際にセンターを見学した小学校児童保護者たちは、食材の画一性、工業的な調理の貧しさに唖然とし、地場有機農産物を利用した自校方式導入運動をはじめた。82年に自校方式導入を公約に掲げた市長の当選

を契機に、自校方式学校給食が広がり、2007年現在で今治市内小学校30校の学校給食は24調理場（単独自校方式10、共同調理場13、センター方式1）となった。2000年代には地産地消の取り組みが学校給食を中心として地域全体に波及するとともに、学校給食を通じた食農教育も広がり、今治市独自の食農教育プログラムの作成・利用や、市民農園・自動学習農園などの取り組みもはじまっている。また、今治市が2003年当時26歳の今治市民を対象に行った食生活と購買行動に関するアンケート調査では、今治市内の学校給食を食べて育った市民は、今治市以外の学校給食を食べて育った市民と比較して、食材を購入するときに、地元農産物であることや有機・無農薬栽培であることを重視して、食品添加物に注意しながら購入する傾向が強いという結果が出ている(3)。

2-4) 大学「A:地域産業育成（地域特産品開発）」の事例

林野庁は2008年度から2年間の事業として「山村再生プラン助成金」（山村再生総合対策事業）を行い、123件の事業に助成を行った。その中に金沢大学知的財産法ゼミの学生たちが石川県の3地域で行った地場農産物利用の「スイーツ」の開発・製造・販売とイベント開催、マスメディアを通した宣伝などを含む地域活性化活動が入っている(4)。

2-5) 大学「C:地域行政」の事例

島根県浜田市弥栄地区（2005年に浜田市と旧那賀郡5市町村が合併して出来た新浜田市の旧弥栄村）は2008年7月現在で高齢化率43%に達した。2007年夏に存続を危ぶまれる集落を含む基礎的な生活圏（小・中学校区程度）を対象に持続可能な地域運営を図ることを目的とする国土交通省の「国土施策創発調査事業」のモデル地区に選定され、旧小学校内に「弥栄らぼ」を設置し、地域と全く縁のない若者2名（県中山間地域研究センター研究員1名、民間企業従業員1名）を地域マネージャーとして受け入れた。地域マネージャー2名は2008年度の国土交通省「『新たな公』によるコミュニティ創生支援モデル事業」や県「中山間地域コミュニティ再生重点プロジェクト事業」から活動費を得て、集落や個人の地域活動や生産活動が継続できるように手伝ったり、集落の様々な資源がグリーンツーリズム資源として活用できないか可能性を探索する活動を行っている。この「弥栄らぼ」の活動には、浜田市内にある島根県立大学の学生たちが人的支援の担い手として参加している。学生たちは、作業のお礼にもらった野菜を浜田市内や広島方面で販売する「弥栄ショップ」を運営して自分たちの交通費をしたり、収穫されない柚子の加工販売を手がけるなど、地域に新たな取り組みをもたらしている。また、興味をもった学生はサークル「里山レンジャーズ」を自ら立ち上げたが、そのうちの一人は国土交通省の調査事業が終わった2年目からは県事業から財源を得て、弥栄に常駐し活動を継続している(5)。

3. 再生・再活性化政策と教育の役割の推移

（1）80、90年代—地域特産品の開発、流通と消費—

表1で地域再生・再活性化事業を集落の生活に果たす機能の観点から3分類した。それぞれの機能への注目と政策課題としての取り上げは、当然の事ながら農山漁村地域の衰退の歴史と関連している。その推移を吉野（2009）を手がかりに概観したのが表2である。

また、関・松永（2010）は農山漁村の人材像の変遷とその経済的背景を次の表3のように指摘している。関・松永が述べるように、2000年以降の村の人材の重心が「農村女性、普通の人々」に移ったことが、表1で義務教育段階の農作業経験学習、山村留学、食農教育

への言及が多かったことの背景である。表2に示されたように80年代以降、各地で農産物特産品の産直活動など、いわゆる農商工連携、地産地消が活発になり、学校は学校給食を通して地元産品の安定的な消費者である（表1のA15件）とともに、児童・生徒に農業、農村生活の楽しさを経験させて将来のU・I・Jターンへの傾性を養う（表1のB26件）ことを期待されたのである。また、大学については、地域特産の農産物や工業製品の開発および流通に学が地域と産学連携する諸活動が言及されている（表1ではA24件）。

表2 農山漁村問題と活性化政策の推移

年代	政策課題	政策理念	政策群
1960～70	農山村↔過疎化 都市近郊農村↔都市開発	過疎対策 (地域振興)	農業基本法'61、所得倍増計画'60 離島振興法'53 山村振興法'65 過疎地域対策緊急措置法'70 半島振興法'85
		集落再編事業	集落再編モデル事業(経済企画庁) 過疎地域集落整備事業(自治省)
		基本法農政から 総合農政、地域農政へ (むらづくり事業)	農業振興法'70 生産調整'71～ 地域農政特別対策事業'77～ 新市町村農業振興整備計画'79～ むらづくりコンクール'79
		耕作放棄地拡大 山林放置 産業空洞化、農村工場閉鎖 限界集落・限界自治体化	食料・農業・農村基本法'99 中山間地域等直接支払制度'00～ 水田・畑作経営所得安定化対策'06～ (集落営農等、集落ベースの新組織) 農地・水・環境保全向上対策'07～ (外部人材も含めた事業実施) 総務省過疎地域対策室長通知「過疎地域等における集落対策の推進について」'08 (集落支援員創設、集落点検実施)

資料出所：吉野英岐「集落の再生をめぐる論点と課題」日本村落研究学会監修・秋津元輝編『【年報】村落社会研究45：集落再生—農山村・離島の実情と対策』農文教、2009年10月、11-44頁より作成)

表3 農山漁村の人材の変遷とその経済的背景

地域人材の変遷	
～1960	村長、篤農家、校長、駐在、郵便局長
↓	
	都市化、工業化、家の跡取り以外は離村
↓	
1970～	地方公務員、地方議員、建設業者、自営業者
↓	
	地域産業政策がハードからソフトに転換
↓	
2000～	農村女性、普通の人々
経済的背景	
現代の「集落」は閉ざされた場でなく、経済活動に参入していくことにより、むしろ外に開かれた場になってきている。①小さな自治②地域資源の商品化③遊休資源の再生④女性起業	
資料出所：関満博・松永佳子編『「村」の集落ビジネス—中山間地域の「自立」と「産業化」—』新評論、2010年7月、209-211頁より作成	

しかしながら、守友は、昭和50年代半ばから大分県で展開され全国的に注目された「一

「村一品運動」をプロトタイプとして、1984年から中小企業庁が「地域小規模企業活性化推進事業」（「むらおこし事業」）をはじめると、全国の過疎地域で似たような取り組みが展開され、「多村一品化」が進み、限界論、曲がり角論が言われるようになったと指摘している(6)。

（2）2000年以降—外部専門職人材の導入、定住促進・人口の都鄙間再配置—

2-1 農山漁村・中山間部の公益的機能への注目

かくして中山間の僻地集落における生産環境、生活環境の悪化はなかなか歯止めがかかるままである。それにつき中嶋（2010）は以下の国交省調査を示している。

表4 過疎地集落で発生する主な問題

生産環境	耕作放棄地の増大	60.30%				
	森林の荒廃	49.40%				
	獣害・病虫害の発生	46.70%				
	不在者有林の増大	35.80%				
生活環境	空き家の増加	57.90%				
	ごみ不法投棄の増加	45.90%				
	伝統的祭事の衰退	39.20%				
	住宅の荒廃	37.80%				
市町村担当者へのアンケート調査結果(複数回答)						
国交省「国土形成計画策定のための集落の状況に関する現況把握調査」(2007年8月)による						
資料出所: 中嶋信『集落再生と日本の未来—持続できる地域作り』自治体研究社、2010年2月、150頁、図表6-1						

これは単に過疎地集落の被害にとどまらない。広く国民全体が生活環境の悪化として被る被害である。西野（2008）は林野庁の試算に基づいて、森林の生み出す巨大な「外部経済」として以下のように示している。

表5 森林の公益的機能

林野庁1991年算出 年間評価額39.2兆円						
<内訳>水源涵養4.26、土砂流出防止7.98、土砂崩落防止0.18、保健休養7.67、野生鳥獣保護0.69、酸素供給・大気浄化18.42兆円(国土庁『平成3年度版 過疎対策の現況』1997年、67頁)						
林野庁2000年算出 年間評価額74.99兆円						
<内訳>水源涵養27.12、土砂流出防止28.26、土砂崩落防止8.44、保健休養2.25、野生鳥獣保護3.78、大気保全5.14兆円(林野庁資料)						
資料出所: 西野寿章『現代山村地域振興論』2008年3月、154頁						

西野は過疎問題を市場原理に委ね山村を崩壊させれば、これらの外部経済効果、非経済的価値、非生産的価値を失うことになると述べている(7)。

先ほどの表2では'99年「食料・農業・農村基本法」以降の新しい政策として、中山間地域等直接支払制度等による集落ベースの農業経営の安定化策や、集落支援員制度等による農地・水・環境保全向上対策などが打ち出されている。これは、農山漁村が単に食料生産拠点としてだけでなく、国土・自然資源の保全に巨大な外部経済性を持っていることへの再認識に基づいている。その認識に基づいて、政策の重点は、より直接的に農山漁村、中山間部の定住人口を保全したり、都市部から農山漁村、中山間部への人口の還流を図ったりすることに移ってきている。そこには大きく2つの方向性がみられる。

2-2) 専門職配置方式—ネオ開発主義・計画主義—

表1で、大学が地域再生に関わる経路が、地域産業育成と地域政策・行政への産官学連携的関与であることをみた。このうち地域特産の農産物や工業製品の開発に大学が地域と産学連携する諸活動（表1のA24件）は、表2、表3に示された80、90年代の農商工連携、一村一品のむらづくり運動の延長線上にある。これに対して、地域政策・行政への産官学連携的関与（表1のC20件）は、森林や農山漁村の公益的機能に着目して2000年以降に国が導入しはじめた外部人材導入施策と連関した諸活動である。

それらの施策は例えば、以下のようなものである(8)

- ①「田舎で働き隊」：2009年度開始。農林省主催。自治体と域外民間団体が都市部の若者を募り一年間農山村に送り込む。農林省が月間研修費の半額7万円を補助。
- ②「集落支援員」：2008年度開始。総務省主催。行政・農業委員・普及指導員のOBや民間NPO関係者等を自治体が採用し任命する。一人当たり年額220万円を総務省が特別交付税で手当。
- ③「地域おこし協力隊」：2009年度開始。総務省主催。地方自治体が都市住民を隊員として概ね1～3年間委嘱。本人支給報酬年額200万円及び自治体経費150万円の計350万円を総務省が特別交付税で手当。

これらは何れも都市住民（若者）や農政経験者が大学での学業や職業で得た専門知識や都市生活経験を活用して農山漁村の地域生活、地域産業の改善にあたる活動であり、表1のC20件に示された地域政策・行政への産官学連携的関与の背景になっている。

例えば、林・斎藤（2010）は、80年代、90年代の各種むらおこし運動には、どうしても高度経済成長期直前の状態に戻さなければいけないというニュアンスが伴うが、そのような政策的前提は棄てて、自然環境、共同体、農林業、財政等の「環境」の持続性の観点から、集落を合理的に再編成することを考え、そのために専門知識を持った「集落診断士」と「集落サポーター」の創設が必要であると主張し、それによって総務省の「集落支援員」が質的に充実すると述べている(9)。農山漁村、中山間部をそれが担ってきた国土・資源・環境保全機能をも含めて国家的・科学的・計画的に再編成し管理・制御しようとする理念と、それに相応した学問や大学教育の新しい役割規定ともいえる。現在の高等教育を取り巻く少子化、大学全入、産官学連携、成果主義などの環境からすると、林・斎藤のような主張は「集落診断士（製造業における開発・設計担当のエンジニア相当）」「集落サポーター（製造業における製造現場担当のテクニシャン相当）」の公務専門資格職化の方向性をはらむと考えられる。

2-3) 現場養成方式—ネオ・ルーラリズム、緑の分権改革—

農山漁村、中山間部の再生、再活性化のためには最終的にU・J・Iターンを含む若年層や子育て世代の定住増加が必要である。表1のC「地域づくり」「集落支援」（大学6件、NPO等11件）に言及された諸活動には、90年代以降に若者の間にそのような志向が広がりつつあることを見て取ることができる。だがそれは必ずしも、従来の大企業就職に代わる新たな公職の機会にめざとく殺到するという動きではない。

例えば、森林ボランティア団体「地球緑化センター」は全国から都市の若者を公募し、農村に一年間送り込んで、農林畜産業や地域の様々な仕事や行事の手伝いをする（受け入れ先自治体が住居と月5万円の生活費を支給）「緑のふるさと協力隊」活動を1994年から

続けてきている。第1期（1994）から第15期（2008）までの参加者420人のうち、派遣先に定住したり結婚したりした「定住者」は166人（40%）にのぼる（農山村再生・若者白書編集委員会（2010）、26頁）という目覚ましい成果を挙げ、国が「田舎で働き隊」「集落支援員」「地球おこし協力隊」などの事業をはじめる刺激にもなった（10）。

たしかに表6にみられるように、「協力隊」の社会的認知度が上がった第8期以降、大学の就職内定率と協力隊応募者数は逆相関しており、大学生が協力隊を大企業就職に代わる受け皿としてきた傾向がみられる。しかしながら協力隊としての経験のあとで派遣先に定住するという行為は、従来のいわゆる就職の代替としては説明できない。地球緑化センターの調べによれば、「定住」には市町村役場、新規就農、農業法人、農業研修、森林組合、畜産、農協、福祉施設、観光施設、社会福祉協議会、民間企業、酒造メーカーなどへの就職、NPO設立、カフェ、職人、ネーチャーガイドの自営などが含まれる（11）。

表6 大学生の就職内定率と「緑のふるさと協力隊」応募者数

募集年	93	94	95	96	97	98	99	00	01	02	03	04	05	06	07	08	
1期								8期									
内定率					69.9	73.6	67.5	63.6	63.7	65	64.1	60.2	61.3	65.8	68.1	69.2	69.9
応募者数	119	84	31	25	54	40	37	68	75	71	77	71	50	38	64	63	

資料出所：農山村再生・若者白書2010編集委員会『何処にもない学校：緑のふるさと協力隊』
—農山村再生・若者白書2010—』農文協、2010年3月、12頁の図より作成

そのような「定住」には、受け入れる地域社会側と参加する若者側双方に協力隊の活動が産み出す大きな変化がきっかけになっている。田舎の親にとっても、子どもが都会に出て良い学校を出て良い会社で働くのが憧れ・誇りだが、そんな地域の人間にとって、都会育ちで農業を全く知らない若者が農業や農村に接して喜ぶ姿は、自分たちのふるさとや農業の良さを再認識し、自分たちも世の中に役立っているという生きがいを持つきっかけになっている（12）。他方で協力隊に参加する若者は、往々にして人と濃密に関わることが不得意で、人生の夢も希望も見失ったかのような「暗い」人間も見受けられるが、農山村での貢献活動を通して、「人の温かさ、感謝される事の喜び、身体を動かす気持ちよさ、手間をかけて農作物を作る苦労と収穫の喜び、働くことの喜びを実感」し、「地域の共同体では、一人ひとりに期待される役割があるから、自ずからやるべき仕事がある」ことを経験して、自分がいなくてはならない「かけがえのない人間」であることを実感する。地域社会と参加者の双方が経験するこのような変化が、「緑のふるさと協力隊」の生み出す高い定住率につながっている（13）。専門知識を持つ立場から「指導してあげる」「助けてあげる」という「上から目線」を持ちかねない集落支援員、集落診断士、集落サポーターの場合に、外部人材と地域双方にこのような変化が起きることは難しいだろう。

「緑のふるさと協力隊」の受け入れ地域と参加する若者の間に起きつつあるこのような変化は、佐藤のいう“グリーン・エーブ”の兆しとも言える。佐藤は「1980年代からのグリーン・エーブが、米国では「ルーラル・ルネサンス」、英国では「バック・カントリー」と呼ばれているが、90年代に至ってますます明確な「ネオ・ルーラリズム（新田園主義）」時代の到来が欧米でみられる。」と述べていた（14）。09年12月には民主党原口総務大臣が「緑の分権改革」と称して、“地方から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造”を“地域の自給力と創造力を高める地域主権型社会”へ転換する必要があると宣言

したが、佐藤が紹介した欧米のネオ・ルーラリズムとも重なる理念である。

4. 農山漁村の再活性化、人口の都鄙間再配置と教育の課題

これまで見てきたように、農山村、中山間部の少子化・高齢化による一層の過疎化、限界集落化に対して、80、90年代には地元特産品づくりや産直などによる村おこし、村づくり運動が、義務教育の食農教育（学校給食における地産地消）や高専・大学の地場産業との产学連携も関与して展開されたが、必ずしも地域経済の活性化にも、あるいはU,I,Jターンなどによる人口還流にもつながらなかった。

2000年以降になると、農山村、中山間部が担ってきた国土・自然環境保全機能に対する見直しが進み、直接に外部人材を導入して地域の生産環境、生活環境を立て直す政策が採られはじめた。外部人材の導入については、現在2つの方向性がみられる。その第一は大学で生態学、生物学、森林学、農学、地域社会学、行政学、経営学等を修めた専門資格職者の配置という方向性であり、表1ではC「地域政策、地域行政」への関与事例20件として現れつつある。第二は農山漁村での奉仕、研修、ボランティア、生活経験をとおしての現場養成であり、表1ではC「地域づくり」「集落支援」への関与17件（実施主体としての民間団体等11件、参加主体としての大学、大学生6件）として現れつつある。

外部人材の導入について、外見上の言及件数は第一の方式（専門資格者配置方式）の方が多いが、肝心の外部人材の定着ということになると、「緑のふるさと協力隊」の事例にみると、第二の方式（現場養成方式）の方が効果が大きい可能性がある。少子化、大学全入、産官学連携、成果主義などの流れの中で、第一の方式が今後一層追求されるのは不可避だが、「緑のふるさと協力隊」の事例は第二の方式も並行して追求されるべきであることを示している。表1で義務教育のB「自然教育、体験学習」26件のなかにはいわゆる総合学習の一環として標準的・形式的・慣習的に行われてきたものも少なくない筈だが、なかには農村生活、農作業体験から「緑のふるさと協力隊」の派遣先定住組の大学生と同質の内面的变化が報告される「山村留学」の事例もある。そのような「山村留学」の事例には、そもそも保護者の選択が強く関係しているので、我が国におけるネオ・ルーラリズム、緑の分権改革の潮流を絶やさないためにも、義務教育のB「自然教育、体験学習」「山村留学」は民間団体主導のC「地域づくり」「集落支援」とともに、今後とも成長することが望まれる。専門資格職としての集落支援員、集落診断士、集落サポーターの配置は、単に既存の労働力構成の中から公務部門の一定量をそれらの職業に再配置するにとどまるが、都市の若者の農山漁村定住の増加は、人口の都鄙間再配置による限界集落化の防止と、更に副産物として良好な自然・居住・子育て環境での出生数増加につながり、農山漁村、中山間部における雇用・労働インフラの再構築につながる可能性を秘めている。それがグローバリズム、金融資本主義で毀損した都市の雇用・労働インフラをどの程度補完できるかは、第二の方式の成長具合に懸かっている。

5. （補論）若年非正規就業問題との関連構造

『非正規就業の増大に対応した社会保障制度の在り方について』（平成17～19年度）への参加を契機にした昨年度の研究では、若年非正規就業問題への教育訓練施策の死角として、中堅・中小企業セクターにおけるキャリア形成、及び農山漁村への移住・就労により

展開されるキャリア形成の2つを指摘し、若年非正規就業増加問題と限界集落問題は戦後の急速な都市化・工業化がもたらした表裏一体の問題であり、とくに後者への注目が必要だと述べた。今年度は後者の問題を継続的に検討した。それは取りあえずのテーマ選択であったが、これまでの検討をとおして、限界集落問題を解決することが、とりわけ農山漁村、中山間部に「現場養成方式」での外部人材導入に力を入れることが、90年代以降膠着したままの若年非正規就業増加問題に非常に有効な取り組みであることが明らかになったといえる。それは次のような筋道である。

全国津々浦々の子どもたちを単線型学校制度に囲い込み、国家官僚制・雇用官僚制の頂点領域を目指す競争に駆り立てる高性能のシステムが爆走するなかで、都会の上級学校や職場を目指して子ども・若者が走り去った後のスタート地点に残されたのが限界集落問題であり、グローバル化による発展途上諸国の追い上げや金融資本主義の暴走によって、国家官僚制・雇用官僚制の頂点領域を目指す競争努力に対する報酬たる正規雇用職が減少したことでゴール地点に起こった異変が若年非正規就業増加問題であった。つまり、限界集落問題と若年非正規就業増加問題はグローバル資本主義の現在における単線型教育制度下の能力主義的競争システムというコインの裏表である。この2つは次のように結びついている。

若年非正規就業増加問題はゼロサム競争の産物なので、キャリア教育の充実などで解決できる問題でなく、基本的には競争の賞品たる国家官僚制・雇用官僚制の頂点領域の正規雇用を増やすか、単線型能力主義競争への参加者を減らすしか解決の途はない。このうち前者は、コーポレートガバナンス思想が蔓延する現在、正規雇用を増やそうとする経営者は株主から無能の烙印を押されるだけだし、正規雇用の従業員集団や組合にも給与や諸手当の分け前を減らす策として歓迎されないだろう。とすれば、若年非正規就業増加問題の解決策は単線型能力主義競争への参加者（巻き込まれ者）を減らすことに求めるしかないことになる。

2000年に入って農山漁村、中山間部の再活性化・再生政策の主流になった外部人材導入のうち、専門資格職配置方式は単線型能力主義競争への参加者（巻き込まれ者）を増やしこそそれ、減らすことは考えられない。とすれば単線型能力主義競争への参加者（巻き込まれ者）を減らすには、農山漁村、中山間部の再活性化・再生政策の第2の方式、つまり現場養成方式しかないことになる。義務教育段階からの農村生活、農作業の体験学習や山村留学、大学での山村インターンシップ、集落支援ボランティアなどを通じて、子ども・若者や保護者のあいだにネオ・ルーラリズムの価値観が浸透するならば、人々は農山漁村、中山間部での多様な労働や地域活動に自己実現の機会を見出し、国家官僚制・雇用官僚制の頂点領域を目指すやみくもな競争に巻き込まれる人口は減るだろう。また、中等教育や短期高等教育段階での地域密着型の専門教育が活性化し、たとえば地域特産品づくりや産直活動において地域のおばちゃんが大活躍する傍らで短大や農業高校、女子大への言及事例が極少という異様な状況はなくなっていくだろう。教育制度の実質的な複線型化である。こうなってはじめて、緑の分権改革、内政的発展、地域主義などが現実化する。

注

(1) 笠松和市・佐藤由美『持続可能な待ちは小さく、美しい』学芸出版社、2008年8月、180

－185 頁

- (2) 中嶋信編著『集落再生と日本の未来—持続できる地域づくり—』自治体研究社、2010 年 2 月、103－105 頁
- (3) 小田切徳美編著『農山村再生の実践：JA 総研研究叢書 4』農文協、2011 年 3 月、149－152 頁
- (4) 小田切、前掲書、185－186 頁
- (5) 小田切、前掲書、197－198 頁
- (6) 守友裕一『内発的発展の道—まちづくりむらづくりの論理と展望—』農文協、1991 年、45－46 頁
- (7) 西野寿章『現代山村地域振興論』2008 年 3 月、154 頁
- (8) 農山村再生・若者生活白書 2010 編集委員会『どこにもない学校—緑のふるさと協力隊—農山村再生・若者白書 2010』農文教 2010 年 3 月、39 頁
- (9) 林直樹・斎藤晋『撤退の農村計画』学芸出版社、2010 年 8 月
- (10) 農山村再生・若者生活白書 2010 編集委員会同上、38 頁
- (11) 農山村再生・若者生活白書 2010 編集委員会同上、27 頁
- (12) 農山村再生・若者生活白書 2010 編集委員会同上、47～48 頁
- (13) 農山村再生・若者生活白書 2010 編集委員会同上、51～52 頁
- (14) 佐藤信「阿蘇グリーン・ストック運動」環境庁企画調整局里地研究会編『里地からの変革—地球環境時代のふるさとづくり—』時事通信社、1996 年 6 月、37 頁

平成 23 年度 厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））

「社会保障給付の人的側面と社会保障財政の在り方に関する研究」

分担研究報告書

介護・福祉における給付と家族の関係に関する分析

分担研究者 暮石涉 国立社会保障・人口問題研究所 基礎理論研究部 研究員

研究要旨

本研究では、介護・福祉における給付と家族の関係を理論的に分析することを目的としている。このため、文献調査を行い、その結果を基に、公的な介護や福祉を補完する家族によるインフォーマルなサービスの供給と家族や世帯の構造との関係を理論的に分析し、それとの関連において公的な介護や福祉サービスの確保のための政策的なインプリケーションについて考察を行うこととした。

家族の経済学の文献からは、夫婦間の交渉力と将来にわたって契約が拘束されるかどうかが重要であることが明らかになった。また、社会保障と公共財の文献からは、子どもや隣人に対する援助の予想によって将来に備えた自助の誘因が異なることが明らかになった。また、協力行動の文献からは、トリガー戦略をとることで協力行動が均衡となりうることがわかった。

本研究のこれまでの成果を用いることで、家族によるインフォーマルなサービスの供給を公共財の供給のひとつとしてモデル化し、政策的インプリケーションを導出することを次年度以降の課題とする。

A. 研究目的

本研究では、社会保障給付の人的側面に関する重要な課題の一つである介護・福祉におけるサービスの確保についての検討に資するため、介護や福祉のインフォーマルなサービス供給と家族の関係を理論的に明らかにすることを目的としている。

B. 研究方法

上記研究目標のため、次の 3 つの分野における文献調査をおこなった。

1. 家族の経済学
2. 社会保障と公共財
3. 実証分析

（倫理面への配慮） 該当しない。

C. 研究結果

1. 家族の経済学

この分野は、家族を 3 つの観点から考察する。
(a) 家族は、単一の効用を最大化する単一の行為者である。 (b) 夫と妻は異なる選好を持つが、協力して決定する。 (c) 夫と妻は非協力的に行動しそれぞれの行動はクールノーナッシュ均衡で記述される。

特に(c)のアプローチでは、Konrad and Lommerud (2000) や Lundberg and Pollak (2001) が、一方の配偶者が将来の夫婦間の交渉力を高めるために、いくつかの行動における過剰な投資が行われることを明らかにしている。後者の論文では、二段階目のゲームや配分ルールに関して、一段階目でバインディングな契約を結ぶことができないという仮定がクルーシャルであることがわかった。

2. 社会保障と公共財

政府は政策的に、非協力均衡における不十分

な家族公共財の供給を緩和する事ができる。
Laitner (1988) は、人は、老後に困窮したならば、子どもや隣人が助けてくれると期待するという良きサマリア人のジレンマを応用している。子どもや隣人の援助を予想するならば、人は自分で将来に備えた「自助」の誘因を持たないことになる。また、将来援助を期待される側は、公的にファイナンスされる再分配制度を支持することになるとの結果が得られている。

3. 実証分析

Thomas (1990) や Haddad and Hoddinott (1994) の結果は unitary モデルの枠組みとは非整合的であったが Unitary model の検証において、夫と妻の相対的な資源へのコントロールを測定することが必要になる。相対的な収入が考えられるが、内生正の問題がある。そこで、収入ではなく不労所得、宝くじのような予期しない移転や予期しない贈与や遺産、相対的な年齢、教育が考えられる。究極的には、夫と妻がランダムに所得移転を受けるよう選ばれる様な実験が望ましい。

3.その他 なし

D. 考察及びE. 結論

本年度の文献調査を通じて、介護や福祉のインフォーマルなサービス供給と家族の関係を理論的にモデル化するためには、家族内の対立関係や協力関係や非協力ゲームにおける公共財供給のインセンティブを組み込むことが不可欠である事がわかった。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1.論文発表 なし

2.学会発表 なし

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1.特許取得 なし

2.実用新案登録 なし